



あいさつ



いつも大変お世話になっております。おかげさまで、第186回通常国会も無事乗り切ることができました。

先の国会では、戦後3番目に早いスピードでのH26当初予算の成立をはじめ、法案の成立率も97%超を実現する等、自民・公明の連立政権に力を与えて頂き、ねじれを解消させて頂いた賜物と厚く感謝申し上げます。

私といたしましても、所属の農林水産委員会でも4回、決算委員会で1回の質問の機会を得るとともに、デフレ脱却と財政再建に関する調査会では質問2回、意見発表1回と、充実した国会活動を送ることができました。

特に、参議院の1年生議員として総理への質問の機会を最初に得ることができたのは、貴重な経験になりました。

今回の農政改革のように、ともすると政府が設置する有識者会議では、東京目線

で市場原理主義の議論がなされ、現場の実態を踏まえないまま、非効率な地方を切り捨てようとする改革が様々なところで提言されますが、総理に対し、改革や成長、競争力の強化は必要としても、現場のやる気と協力がなければ、改革は前に進まないことを申し入れることができ、現場の実態を踏まえた与党の意見を尊重して頂けたことはよかったですと思います。

また、増田寛也元総務大臣（元岩手県知事、現野村総合研究所顧問）による、2040年には900弱の市町村で消滅の危機があるとの衝撃的なレポートに注目が集まり、政府としても地方創生に本腰を入れることになったのも、大変よかったですと思います。第2次ベビーブーム世代が今年から全員40歳以上になることや、今後10年で団塊の世代が全員75歳以上となる中、30年後の深刻な人口減少社会を考えると、本当の意味で、この10年間で地方再生、日本再生を図る上でラストチャンスになると思います。

今後とも年末にかけて、集团的自衛権を含む安全保障問題のほか、来年度予算や消費税、法人税率の取扱い等々、多くの課題が山積していますが、初心を忘れず、地方再生を第一に、農林水産業の振興をはじめ、東京一極集中の是正や人口減少問題等の解決に向けて、微力を尽くして参ります。

なお、最後に、参議院選挙制度改革について一言触れたいと思います。現在、鳥取県と島根県をはじめ、幾つかの県を「合区」して一票の較差の解消を図る動きがあります。違憲判決を避けるため、小規模県の国會議員を減らして大規模県の国會議員を増やすという、人口のみの基準で較差を解消する仕組みは単なる数合わせの理念しかな

く、それがために、現行の都道府県単位の政治・経済・行政等の様々な意見集約を図るシステムを壊すことは不適切と考えます。

未だ中央集権の下、経済力も財政力も弱い地方の人口減少が深刻化する中で、国力を一層必要としている地方の声を切り捨てるようなことがあってはならないと思います。東京の繁栄は、地方の豊かな人、自然、食のおかげであることを忘れてはなりません。

大都市圏の国會議員が、地方重視の政策を行って頂けるのであればまだ納得できますが、残念ながらそうした姿勢はあまりみられません。大都市優先の効率性・競争性を重視する政治が大勢を占めれば、それらになじまない地方は衰退の一途をたどるでしょう。そのような悲しい事態が起こらないようにするために、憲法改正して都道府県単位の選挙区をきちんと位置づけることが必要と考えています。一方で、法律上は、2年後の選挙までの間に何らかの改革をしなければならぬことになっている関係上、憲法改正までの間の繋ぎの制度を早急に作る必要があります。こうした状況下ではありますが、拙速、性急な議論にならないよう、この際しっかりと参議院の役割を議論し、人口比例を原則とする衆議院との差別化を図り、地方の人口減少社会や国の将来を議論する上で立法府はどうあるべきか等を考えながら選挙制度改革にあたりたいと考えております。

おわりに、日頃の皆様の温かいご支援、ご協力を改めて感謝申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。今後とも変わらぬご厚誼のほど、何卒よろしくお願い致します。

農林水産委員会

安部総理への質問と答弁の要旨

質問(舞立)

自由民主党鳥取県選挙区の舞立昇治でございます。本日は新農政に関する二法案に対する総理への質問の機会を与えていただき、皆様、ありがとうございました。

私は、総務省時代、平成十七年から二年ほど下関市に勤務しておりましたが、当時から、地元の方とともに、私にとりまして、安倍総理、そして林大臣は、地元の期待の星、尊敬の的でございます。昨年七月に国会議員にならせて頂いてから、今日は総理への初めての質問ということで、非常に光栄に思っております。

持ち時間は五分と短く、このまま話すと思いで話で終わってしまいますので、早速質問に入らせていただきます。

農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の拡大、主食用米の需要の減少などによる食料自給率の低下、農業所得の減少など多くの課題が山積し、食料安全保障や持続可能性の面から非常に危険な状態に陥っておりますが、一昨年の政権交代後、現状と課題を再整理し、今年度から新たな農業改革、新農政がスタートしました。

新農政の主な柱は、農地の有する多面的機能に着目した日本型直接支払の創設、農地バンクの創設による担い手への農地利用の集積、需要に応じた生産体制構築のための飼料用米等の生産振興、

平成26年3月13日

- TPP問題について
- 大臣所信について

平成26年5月15日

- TPP問題について
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案について(第一回)

平成26年5月29日

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案について
- 規制改革会議農業ワーキング・グループの意見について(第二回)

平成26年6月12日

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案に係る内閣総理大臣に対する総括質疑について



平成26年1月～6月

第186回通常国会における舞立昇治の主な質問の機会



規模要件を撤廃し、意欲ある農家全員を対象にした経営所得安定対策の実施、以上四つでございます。

これらの改革を着実に成功させていくためには、国として手厚い財政支援や地域の実情に応じたきめ細かい運用支援が必要なのはもちろんでございますが、やはり私といたしましては、重要なのは、現場の関係者の方のやる気に火を付けるかと、そういうことではないでしょうか。どんなに理想的な制度設計をしても、現場が付いてこれない、付いてこない、そっぽを向いたのでは、改革は絵に描いた餅に終わってしまいます。

今回の改革でも、一部の競争力ある企業だけでなく、実際に改革に当たる県や市町村、農業委員会、農協のほか、主役となる担い手農家や集落営農など、現場の農業関係者全体にやる気とプライドを持っていただき、農業、農村の発展と農家所得の向上という同じ目標に向かって、それぞれが自立の、主体的に、そして一体的に取り組んでいけるような環境へと国として適切に誘導していけるかどうか重要ではないかと思っております。

総理は、今回の新農政の推進に当たり、成功の鍵となる最も重要なポイントは何とお考えか。全国二百万の農家の皆さんや、その他多数の農業関係者に思いを馳せて頂きながら、御見解をお願いします。

答弁(安倍内閣総理大臣)

私も、下関の若き財政部長で活躍をしていただ

いた舞立議員のことを記憶しております。

まさに議員が指摘をされたように、農業に関わる人皆さんにとって、私たちが今進めているこの農業の改革がプラスになって、皆さんにとってやる気が出てくる、そういう農業にしていきたい。特に、若い皆さんにとって、自分たちの努力や情熱が将来に結び付いていく、自分たちが新しい地平線を切り開いていくことができるんだという改革を進めていきたいと、このように思っています。

今般御審議をいただいている二法案を含め、経営マインドを持つ意欲ある農業の担い手が力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していくことが重要であると考えています。また、担い手だけではなくて、関係者らが地域の活性化に貢献することが重要であると考えており、今回の法案で多面的機能支払を創設することにより、地域の共同活動に支えられ、担い手が規模拡大に取り組みやすくなると同時に、家族農業や小規模農業に取り組みむ者も含めて地域住民が共同で六次産業化に取り組みやすくなるなど、集落内で役割を分担しながら農業、農村の活性化が図られるようにしています。

さらに、農業の成長産業化をより確かなものとするため、昨年末取りまとめた農林水産業・地域の活力創造プランに加えて、農業協同組合について、地域の農協が自立をし、創意工夫を発揮をして農業の成長産業化に全力投球できるようにするとともに、農業委員会等について、担い手への農地の集積、集約化という役割を効果的に果たせる

ようにするために、関係する制度の抜本的な見直しを行ってまいりたいと考えております。先般、与党においても、真摯な御議論を経て改革案を取りまとめたいただいたところであります。

安倍内閣におきましては、こうした取組を通じて関係者が一体となった農林水産業の活性化を進め、強い農林水産業とするとともに、農業、農村の所得倍増を目指していきたいと考えております。

要請(舞立)

総理、一点問題がございます。

先ほどお話しして頂きましたように、今回、規制改革会議で様々な規制改革の、そして農業に関する問題も出てきて、現場の農業関係者の皆様から不安の声が多数上がっております。こうした中、現場の実態を踏まえ、先ほどもありましたように、我が党の先輩各位の大変な御尽力、御調整により、農業、農村の発展を第一に考えたぎりぎりの改革案が取りまとめられました。

総理、規制改革会議のメンバーは責任を取ってくれません。霞が関の役人も、一年やそこらで異動し、責任を取ってはくれません。農政に責任を持つのは私たち政治家であり、政府・与党でございます。是非総理、この農政に責任を持つ与党の意見、そして改革の影響を実際に受ける現場の実態を踏まえ、真に農業、農村の発展に資する観点から大局的な政策判断を行って頂きますように、今後も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。私の質問を終わらせて頂きます。

国民生活のためのデフレ脱却 及び財政再建に向けた調査会

平成26年5月21日

●デフレ脱却及び財政再建に向けた意見発表

決算委員会

平成26年5月19日

●PM2.5問題について

●ふるさと納税の推進及び制度の拡充について

2014年(平成26年)7月6日 日曜日
日本経済新聞

ふるさと納税 拡充

官房長官「控除額上限、倍に」

政府は生まれ故郷や応援したい地方自治体に寄付すると住民税などが控除される「ふるさと納税」の控除額を、現在の10万円から20万円に引き上げ、12年度から14年度は控除額が10万円を超えた場合、1位の東京都が64.6万、2位の千葉県が46.6万、3位の東京都が46.6万と、順位が大幅に変わった。山形県三川町は65.6万と開きが大きい。

「地方創生本部」新設に
向け、近く準備室を発足
させる考えも示した。

ふるさと納税は、現在の
居住地以外の自治体に
2千円を超す額を寄付す
れば、居住地の個人住民
税や所得税が控除される
仕組み。現行は住民税の
倍、三首相がトップの

の控除額の上限を引き上
げ、制度を拡充する方針
だ。菅義偉官房長官が5
日、視察先の兵庫県養父
市で明らかにした。記者
団に「額を2倍にするこ
とを含めて取り組んで
いきたい」と述べた。安
倍晋三首相がトップの

ふるさとと納税 拡充へ

「住民税の2割上限」案

政府は居住地を問わず、地方自治体にお金を寄付すれば所得税と個人住民税が控除される「ふるさと納税制度」が適用される上限額を、現在の2割引き上げるとした。都府県に集中する寄付の格差を解消し、財政難を苦しむ自治体を支える狙いがある。だが、寄付金の見返りに自治体は提供する特産品を、目当てに利用されるケースも多く、故郷を支援するというのが本来の目的から外れているとの声もある。(蒲川大介)

特産品目当て 懸念も

政府が検討しているのは、制度の対象となる寄付金の額を、現在の個人住民税1割から約2割に引き上げる案だ。菅官房長官が、くすため08年度に導入した。同制度の活用は広がって、09年度は約1万3千4百人が総額7億5,000万円の寄付をした。13年度は約2億8,000万円の寄付額が、08年度に比べて約2倍に増えた。山形県三川町は、特産品を贈る負担がかかるが、「地元の特産品のアピールも期待すれば、リットが大きい」と、中国地方の自治体との声が多い。



ふるさと納税で自治体が用意している特産品の例

山形県 三川町	1万円以上の寄付で、三川産米「つや姫110」など
鳥取県 米子市	3000円以上の寄付で特産品詰め合わせ。1万円以上寄付で、さらにハムや和牛、黒豚など
愛媛県 宇和島市	1万円以上の寄付で、真珠のペンダントトップやミカンなど
佐賀県 玄海町	寄付額「5000円以上」から「100万円以上」までの5プラン。5000円以上の寄付で、マダイ、生垣ウニ、サザエなど

ふるさと納税とは 自治体への寄付 優遇

税と個人住民税(地方税)から差し引かれる。控除から税金を源泉徴収され分厚ラーマンも、税務署で確定申告する必要はない。

●都市と地方の税収の格差は、財務省によると、12年度の人口1人あたりの地方税収は、全国平均が1,000円、46.6万の東京都が16.4万、14年度の東京都が16.4万と、順位が大幅に変わった。山形県三川町は65.6万と開きが大きい。

●特産品を提供する自治体は、特産品を贈る負担がかかるが、「地元の特産品のアピールも期待すれば、リットが大きい」と、中国地方の自治体との声が多い。

しかし、控除の枠を拡大しても、税収の地域間格差を是正するという当初の目的が実現するとは限らないとの指摘もある。総務省は昨年9月、特産品の提供について「良識をもって対応してほしい」との通知を出している。

三瀬総合研究所の白戸智志研究員は「特産品があるかないかで格差が広がりにくい」と指摘している。

2014年(平成26年)7月8日 読売新聞

インターネットで審議中継動画がご覧頂けます

- ①まずは 農林水産 webtv 検索
- ②「参議院インターネット審議中継」というサイトへとびます。
- ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

第186回通常国会で成立した主な法律の概要

1. 閣法（内閣提出法律案）

○ 地方交付税法の一部を改正する法律
（平成26年2月17日法律第2号）

① 概要

- 1 震災復興特別交付税のうち復興事業等の実施状況により平成24年度決算において不用となった855億円を減額
- 2 震災復興特別交付税の平成25年度分を574億円増額
- 3 補正予算で増額された平成25年度分地方交付税の一部（1兆1,349億円）を平成26年度に交



2014.2.1 米子市倫理法人会モーニングセミナーにて講演

付できるような措置 等

② 施行日

平成26年2月17日

○ 地方税法等の一部を改正する法律
（平成26年3月31日法律第4号）

① 概要

- 以下の改正を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行う。
- 1 法人住民税法人税割の税率の引下げ

〔一〕：制限税率

道府県民税…5.0%〔6.0%〕

↓3.2%（△1.8%）

〔4.2%〕

市町村民税…12.3%〔14.7%〕

↓9.7%（△2.6%）

〔12.1%〕

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

- 2 自動車取得税の税率の引下げ

自家用自動車（除く軽）…

5% ↓ 3% 平成26年4

月

営業用自動車・軽自動車…

3% ↓ 2% 同上

自動車取得税は消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止。

- 3 軽自動車税の税率の引上げ

平成27年度以降に新規取得される新車から

自家用乗用車… 7,200

円 ↓ 10,800円

（1.5倍）

自家用貨物車… 4,000

円 ↓ 5,000円（1.25倍）

25倍）

営業用乗用車… 5,500

円 ↓ 6,900円（約

1.25倍）

営業用貨物車… 3,000

円 ↓ 3,800円（約

1.26倍）

- 4 復興支援のための税制上の措置の延長 等

② 施行日

原則として平成26年4月1日

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律
（平成26年3月31日法律第5号）

① 概要

地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、主に以下の施策を実施。

- 1 一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、前年度水準を相当程度上回る額を確保

- 2 地方法人税の全額を地方交付税の原資化にするため、交付税特別会計に直接繰入れ

3 「地域の元気創造事業費」3,500億円を創設

4 地方債の発行対象とならない公共施設の除却について、公共施設等総合管理計画の作成により、発行を許可 等

② 施行日

原則として平成26年4月1日



2014.2.2 日南町支部にて国政報告会

○ 所得税法等の一部を改正する法律
(平成26年3月31日法律第10号)

① 概要

平成26年度税制改正に関連する以下の改正を行う。

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

※産業競争力強化法等の中で規定される一定の設備等について、特別償却(即時償却)又は税額控除が可能。

2 中小企業投資促進税制の拡充

※適用期限の3年間延長とともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%税額控除)ができる措置を追加。

3 所得拡大促進税制の拡充

※雇用者給与等支給増加割合の要件(改正前:5%以上)の緩和等

4 交際費課税の緩和

※適用期限の2年間延長とともに、交際費のうち飲食のための支出(社内接待費除く)の50%を損金算入可能とする。中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制。

5 給与所得控除の上限の引下げ

※給与所得控除の上限額が適用

される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引下げ。

6 自動車重量税のグリーン化

※平成27年度燃費基準達成+20%達成車について、2回目の車検時も免税。等

② 施行日

原則として平成26年4月1日



2014.2.19 演歌歌手 谷本耕治さん(湯梨浜町 PR 大使) 表敬訪問

○ 地方法人税法(平成26年3月31日法律第11号)

① 概要

法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地域間の税源の偏

在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方固有の共通財源である地方交付税交付金を適切に確保するための地方法人税(国税)を創設。なお、別途、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元するが、法人事業税と地方法人特別税を合わせた税額の負担が、これまでの負担を上回らないよう配慮。

② 施行日

平成26年10月1日



2014.2.22 鳥取市美保南支部にて講演

○ 雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年3月31日法律第13号)

① 概要

現下の雇用情勢を踏まえ、主に以下の施策を実施。

1 育児休業給付について、初めての6ヶ月間、休業開始前の賃金に対する給付割合を現行の50%から67%に引き上げ

2 現行の教育訓練給付(受講費用の2割支給、上限10万円)を受講費用の4割支給、上限48万円に拡充

3 教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者を対象に、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を給付(平成30年度までの暫定措置)

② 施行日

原則として平成26年4月1日



2014.2.23 税理士激励訪問 税の無料相談会(米子市)



2014.3.8JA 鳥取県青壮年連盟創立 60 周年記念大会



2014.3.9 中部地区自衛隊入隊・入校予定者激励会

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年4月18日法律第22号）

① 概要

国家公務員制度改革基本法に基づき、府省庁の幹部人事を一元管理する「内閣人事局」を新設。審議官級以上の約600人を対象。

② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 少年法の一部を改正する法律（平成26年4月18日法律第23号）

① 概要

罪を犯した少年に言い渡す有期刑の上限を15年から20年に引上げ、厳罰化。

② 施行日

原則として平成26年5月7日

○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年4月23日法律第27号）

① 概要

短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、主に以下の施策を実施。

1 通常の労働者と差別的取扱いが禁止される「通常の労働者」と同視すべき短時間労働者」について、現行の3要件のうち「期間の定めのない労働契約を締結していること」との要件を削除し、対象範囲を拡大

2 短時間労働者の採用時に、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の内容について、事業主が説明する義務を導入 等

2

② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年4月23日法律第28号）

① 概要

1 有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

2 母子家庭に対する支援の拡充

- ・ 高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化
- ・ 保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加

- ・ 子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化

3 父子家庭への支援の拡大

- ・ 母子家庭に対する支援施策の対象を父子家庭にも拡大 等

② 施行日

原則として平成26年4月1日

○ 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年4月25日法律第30号）

① 概要

「日本再興戦略」で定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、主に以

下の施策を実施。

- 1 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度（中小企業基盤整備機構の貸付け、大規模小売店舗立地法の立地手続の簡素化等）を創設
- 2 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等（オープンカフェ設置の特例、中心市街地に限り活動が認められる特例通訳案内士制度の創設）を創設 等

② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.3.15 一般国道 180 号南部バイパス開通式



2014.3.15 鳥取駅前にて街頭演説



2014.3.22 山陰近畿自動車道馳馬山バイパス開通式

○ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第34号）
① 概要

② 地方公務員及び地方独立行政法人の職員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による働きかけの禁止の導入等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずるもの。
施行日
公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



2014.3.22 倉吉市にて国政報告会を実施

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号）
① 概要
紙媒体による出版のみを対象としている現行の出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権を整備。

② 施行日
平成27年1月1日



2014.3.30 鳥取-東京便5便化就航記念式典

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年5月21日法律第39号）
① 概要
都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の誘導施策（当該施設の容積率及び用途制限の緩和等）を講じることに伴い、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援。
② 施行日
公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年5月21日法律第41号）
① 概要
地域公共交通網形成計画の作成を通じて、地方公共団体が中心となり、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築。
② 施行日
公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.4.12第1回智頭湖畔桜Cafeフェスティバル(智頭町)

○ 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第42号）
① 概要
地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、政府の諮問機関



2014.4.13 日吉津村チューリップマラソン開会式

- である地方制度調査会の答申を踏まえ、主に以下の施策を実施。
- 1 指定都市の区の役割を拡充(例：区の分掌事務を条例で規定)
 - 2 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上」に変更
 - ※ 現在の特例市に係る必要な経過措置を整備
 - 3 地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める「連携協約」制度や「事務の代替執行」制度を創設 等
- ② 施行日
- 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日



2014.4.19 第55回鳥取県簡易郵便局連合会総会

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年5月30日法律第46号)
- ① 概要
- 農産物の食害被害の抑制や生態系の維持のため、著しく数が増加したり生息範囲が拡大したりする野生鳥獣(シカ、イノシシ等)について、適正数に減少させる「管理計画」を都道府県が策定。また、捕獲の専門事業者の認定制度を設けるほか、網やわなを使う猟の免許取得年齢を20歳から18歳への引き下げ等を実施。

- ② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- 児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年5月30日法律第47号)
- ① 概要

これまで予算事業であった小児慢性特定疾病対策を義務的経費として法制化。医療費助成の対象は514疾患から約600疾患に拡大。また、医療費の自己負担割合を3割から2割に引下げるとともに、自己負担の上限額は、難病医療自己負担の半分を参考に、所得等に応じて設定。

- ② 施行日
- 平成27年1月1日



2014.4.26 塩谷定好写真記念館竣工記念式典(琴浦町)

- 健康・医療戦略推進法(平成26年5月30日法律第48号)

- ① 概要

医療技術の研究開発促進のための推進本部を設置し、各省庁の関連予算の一元管理等を図るもの。

- ② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.5.3 姫路公園まつり(八頭町)

- 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年5月30日法律第49号)
- ① 概要

世界最高水準の医療の提供に資する研究開発の研究助成や実用化支援を担う独立行政法人を創設。

- ② 施行日

原則として平成26年5月30日



2014.5.18 鳥取県中部建築工務士会 第59回定期大会

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月30日法律第50号)

① 概要

これまで予算事業であった難病対策を義務的経費として法制化。

医療費助成の対象は、56疾患から約300疾患へ拡大。また、医療費の自己負担割合を3割から2割に引下げるとともに、自己負担の上限額は、障害者自立支援医療の負担額を参考に、所得等にに応じて設定。

② 施行日

平成27年1月1日

○ 道路法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日法律第53号)

① 概要

2050年度までとしていた高速道路の有料期間を15年間延長し、高速道路会社は、徴収した通行料金を、橋梁やトンネルなど老朽化したインフラ改修に充用。また、スマートインターチェンジの整備費用の貸付制度の創設等により地域活性化を促進。

② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.5.24 もみの木福祉会合同運動会(米子市)

○ 建築基準法の一部を改正する法律(平成26年6月4日法律第54号)

① 概要

木造建築物に係る制限の緩和、容積率制限の合理化等を実施。また、建築物における木材利用の促進を

図るため、三階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合、木造校舎の建設を可能。

② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日



2014.5.25 第59回鳥取県植樹祭

○ 海岸法の一部を改正する法律(平成26年6月11日法律第61号)

① 概要

防潮堤と一体的に整備した盛り土や樹林などの「緑の防潮堤」を海岸保全施設として整備。また東日本大震災の教訓から、海岸管理者は安全確保に配慮した水門等の操作規則を策定。

② 施行日

公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.5.29 自民党本部カフェスタにて鳥取県の魅力をアピール



2014.5.27 参議院農林水産委員視察(出雲市)

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日法律第64号)

① 概要

政府管掌年金事業等の運営の改善

を図るため、主に以下の施策を実施。

- 1 国民年金保険料の納付率向上にむけた納付猶予制度の対象者を30歳未満から50歳未満に拡大
- 2 保険料未納期間がある人を対象とした後納制度について、現行制度（過去10年まで遡及して納付可能）に代わり、過去5年間の保険料を納付できる制度を創設
- 3 日本年金機構の事務処理ミスで保険料を納付できなかった人について、特例で保険料の納付を認める制度を創設 等

② 施行日
平成26年10月1日



2014.5.31 鳥取県西部トラック事業協同組合
創立30周年記念式典

○ 行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）

① 概要

簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を充実させるため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続及び行政不服審査会への諮問手続の導入等を含む内容とする行政不服審査法の全部改正を実施。

② 施行日
原則として公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



2014.6.1 自由民主党青年部局全国一斉街頭

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年6月13日法律第71号）

① 概要

消費者の安全・安心の確保を図るため、主に以下の施策を実施。
1 メニュー等の不当表示を行った事業者に行政処分等の措置命令を出す権限を都道府県知事に付与
2 立ち入り検査権限を農林水産大臣や経済産業大臣など事業所管大臣に委任

② 施行日
公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

3 国、地方公共団体、地域の関係機関等により、「消費者安全確保地域協議会」を創設し、消費者の安全確保のための見守り等の取組を実施 等



2014.6.1 智頭町制施行100周年記念式典

○ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）

① 概要
2016年に電力の小売りを全面自由化し、消費者が電力会社を自由に選択できるようにするもの。

② 施行日
原則として公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.6.2 山陰近畿自動車道三府県知事要望

○ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第74号）

① 概要
高度な知識や技術を持つ外国人が

無期限の在留資格を取得するため必要な在留期間を短縮（現行…5年間 ↓ 改正後…3年間）。また、クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化のほか、自動化ゲートを利用できる「信頼できる渡航者」の範囲の拡大及び出入国手続における上陸審査手続等を一層円滑化。

② 施行日

原則として平成27年4月1日



2014.6.7 航空自衛隊美保基地航空祭

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第76号）
① 概要

教育委員会制度を見直し、現行の教育長と教育委員長を統合した新「教育長」や首長が主宰する「総合教育会議」を創設する。首長は議会の同意を得た上で、新教育長を直接任免でき、総合教育会議で、いじめ対策、学校統廃合、小中連携などについて教育委員会と協議し、教育行政の基本方針を決定。

② 施行日

平成27年4月1日



2014.6.8 鳥取県看護連盟通常総会

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日法律第77号）
① 概要

1 概要

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付する「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」について、交付金の対象農業者に認定就農者を追加するとともに、いずれの対象農業者にも規模要件は課さないこととするもの。また、交付金の交付基準の変更（面積拡中心→数量拡中心）等を実施。

また、収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティネットとしての「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」について、交付対象者に認定就農者を追加するとともに、いずれの対象者にも規模要件は課さないこととする。なお交付対象品目は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ。

② 施行日

平成27年4月1日

○ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月20日法律第78号）
① 概要

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新しい支払制度（「日本型直接支払」）

を創設。①地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する「農地維持支払」を創設（農家だけで組織する団体で可）。②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援。

② 施行日

平成27年4月1日



2014.6.14 安倍晋三総理鳥取を視察

○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月25日法律第80号）

① 概要

老朽化したマンションの土地・建物の一括売却に必要な所有者の合意要件を現行の全員合意から8割以上の同意に緩和（対象は1981年以前の旧耐震基準で建てられ、自治体が耐震性不足と認定したマンション）。

② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.6.15 吉備真備杯奉納囲碁大会（賀露神社）

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日法律第83号）

① 概要

在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整備するため、介

護保険や医療提供体制を見直し、主に以下の施策を実施。

- 1 在宅医療の充実等に向けた基金を都道府県に新設
 - 2 在宅の医療・介護サービスを厚くし、重症者向けの病床が多い現状を改善
 - 3 年金収入280万円以上（見込み）の者の介護保険自己負担を1割から2割に引上げ
 - 4 特別養護老人ホームへの入所要件を厳格化
 - 5 要支援者向けの訪問介護と通所介護を市町村事業に移管 等
- ② 施行日
原則として平成26年10月以降（医療関係）、27年4月以降（介護保険関係）



2014.6.28 中部発食のみやこフェスティバル

○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年6月25日法律第84号）

① 概要

農林水産物等の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、生産業者の利益の保護を図り、地域ブランドを知的財産として保護する目的から、特定地域の様々な特性に由来した品質等を備えた産品について、その特性を国が保証し、その名称（地理的表示）を登録する制度を設けるもの。

② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日



2014.7.7 天神川改修促進期成同盟会総会

○ 小規模企業振興基本法（小規模基本法）（平成26年6月27日法律第94号）

① 概要

小規模企業の振興に関する施策に

ついて、総合的かつ計画的に、国、地方公共団体、支援機関等が丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を決定し、主に以下の基本的施策を実施。

- 1 小規模ならではのきめ細かい商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進
 - 2 女性、若者、シニア等多様な個人の能力の発揮の促進
 - 3 地域経済の活性化に資する事業の推進
 - 4 適切な支援体制の整備 等
- ② 施行日
平成26年6月27日



2014.7.9 鳥取県・市町村からの国要望

○ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）（平成26年6月27日法律第95号）

① 概要

全国の商工会及び商工会議所が小規模事業者に寄り添って相談に応じる体制を整え、また市町村や地域の金融機関等とも連携して、小規模事業者の意欲ある事業展開を強力に支援。

② 施行日

平成26年6月27日



2014.7.12 第52回鳥取県身体障がい者体育大会

2. 議員立法

○ 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第8号）

① 概要

国の財政支援が受けられる過疎地域の指定条件を見直し、新たに22市町村を追加指定。また、国の特別な財政支援が得られる過疎対策事業債で資金調達ができる対象事業も追加（新たに一般廃棄物処理施設、火葬場、障害者施設、学校の屋外運動場や水泳プール、地方鉄道など、7種類の施設を追加）。

② 施行日

平成26年4月1日



2014.7.13 第4回境港「まぐる感謝祭」

○ 水循環基本法（平成26年4月2日法律第16号）

① 概要

国内の水源地や周辺地域の乱開発を防ぎ、保全を図るため、水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、

国や地方自治体に適正な管理を求めるほか、現行の7省庁縦割り管理体制を、総理を本部長とする水循環政策本部への一元化等を図るもの。

② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日

○ 雨水の利用の促進に関する法律（平成26年4月2日法律第17号）

① 概要

雨水利用を積極的に進めるため、政府に基本方針の策定を求めるほか、公共施設を建設する際の雨水利用の目標設定、技術者や研究者の育成、雨水タンクを新設する自治体への助成等に取り組みもの。

② 施行日

公布日から起算して1月を超えない範囲内で政令で定める日

○ 東日本震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年5月1日法律第32号）

① 概要

高台移転など被災地で復興の妨げになっている用地取得を迅速にし、災害公営住宅の整備等を促進するもの。

② 施行日

平成26年5月1日



2014.7.13 鳥取県調剤師連合会創立60周年記念祝賀会

○ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第43号）

① 概要

2016年から8月11日を新たに祝日を追加し、「山の日」と定めるもの。

② 施行日

平成28年1月1日

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月4日法律第56号）

① 概要

将来にわたり公共工事の品質を確保できるように、契約や発注を適正にするもの。発注者の責務として、市場での労務や資材の取引実態を反映し

た予定価格、ダンピング受注を防ぐ
低入札価格調査基準額、最低制限価
格を設定するほか、適切な工期設定
や設計変更の実施等を明記。
また、大規模工事から維持管理を
目的にしたものなど、工事の特性や地
域の実情に応じた様々な入札契約方
式を用意。受注者が適正に利潤をあ
げる環境整備を促進。

- ② 施行日
平成26年6月4日



2014.7.20 湯梨浜水郷祭

○ 日本国憲法の改正手続きに関する法
律の一部を改正する法律（平成26
年6月20日法律第75号）

- ① 概要
憲法改正に必要な国民投票の投票
年齢を「20歳以上」とし、4年後
に「18歳以上」へ引き下げるなど
改憲手続きを整備。
- ② 施行日
平成26年6月20日

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等
の処罰及び児童の保護等に関する法
律の一部を改正する法律（平成26
年6月25日法律第79号）

- ① 概要
個人が趣味で児童ポルノ（18歳未
満の少年少女のわいせつな写真や
映像）を持つ「単純所持」を禁止
するもの。
- ② 施行日
平成26年7月14日

○ 宅地建物取引業法の一部を改正する
法律（平成26年6月25日法律第81号）

- ① 概要
宅地建物取引主任者の名称を「宅
地建物取引士」に改め、専門家と
しての地位を向上させるもの。
- ② 施行日
公布日から起算して1年を超えな
い範囲内で政令で定める日

○ 地域自然資産区域における自然環境
の保全及び持続可能な利用の推進に
関する法律（平成26年6月25日法律
第85号）

- ① 概要
国立公園などの自然環境を保全す
るため、都道府県や市町村が観光
客らから入域料を徴収できるよう
にするもの（国立公園や名勝地、
特別天然記念物の動植物の生息地
なども対象）。入域料により、ト

イレや遊歩道の整備、植生の復元
等の自然環境の保全や利用を促進。
② 施行日
公布日から起算して1年を超えな
い範囲内で政令で定める日



2014.7.20 日野川合唱フェスティバル

○ 国会法等の一部を改正する法律（平
成26年6月27日法律第86号）

- ① 概要
政府が特定秘密を恣意的に指定し
ないよう監視する「情報監視審査
会」を衆参両院に設置。
- ② 施行日
原則として平成26年6月27日

○ 行政書士法の一部を改正する法律
（平成26年6月27日法律第89号）

- ① 概要
行政書士の業務を拡大し、国や地

方自治体の行政処分に対する不服
申し立て手続きの代理業務を請け
負えるようにするほか、手続きの
専門性を確保するため、研修の受
講を義務づけ。

- ② 施行日
平成26年12月27日

○ 建築士法の一部を改正する法律（平
成26年6月27日法律第92号）

- ① 概要
近年の建築士の「なりすまし」や
事務所の不明確な契約責任による
トラブル等を防止するため、書面
による契約締結や建築士免許提示
の義務化等を求めるもの。
- ② 施行日
公布日から起算して1年を超えな
い範囲内で政令で定める日

○ 学校図書館法の一部を改正する法律
（平成26年6月27日法律第93号）

- ① 概要
学校図書館の利用の一層の促進の
ため、学校に「学校司書」を置く
よう努力義務を定めるもの。
- ② 施行日
平成27年4月1日

○ 介護・障害福祉従事者の人材確保の
ための介護・障害福祉従事者の処遇
改善に関する法律（平成26年6月27
日法律第97号）

- ① 概要

平成27年4月1日までに介護・障害福祉従事者の賃金水準等、処遇改善に必要な措置について、財源の確保も含め検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講ずるもの。

② 施行日
平成26年6月27日

○ アレルギー疾患対策基本法（平成26年6月27日法律第98号）

① 概要

アレルギー性気管支ぜん息、アレルギー性鼻炎花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患への対策指針の策定を国に義務づけ、国や地方公共団体、医療保険者など管理者の責任を明示するもの。

② 施行日

公布日から起算して1年半を超えない範囲内で政令で定める日

○ 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年6月27日法律第99号）

① 概要

医療機器の実用化で外国に後れをとることがないよう、研究開発を促すもので、高い術力により先進的な機器を創出

する基本計画の策定を国に求めるもの。

② 施行日
平成26年6月27日



2014.7.22 全国健康保険協会 鳥取県大会

○ 過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）

① 概要

働き過ぎで命を落とす「過労死」を防ぎ、健康に働き続けるために必要な対策を国が講じるもので、遺族や労使の代表などによる「防止対策推進協議会」を厚生労働省に設置し、その場の意見を反映しながら政府が過労死防止に向けた「大綱」を作成。

② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

○ 養豚農業振興法（平成26年6月27日法律第101号）

① 概要

食生活の安定や養豚業者の経営安定のための基本方針を国が定め、養豚振興に向け、国内由来飼料の消費や衛生管理の高度化、安全な豚肉の生産促進等を明記。

全国の養豚農家が同方針の下で経営を持続できるよう、国や自治体に対して必要な情報提供や財政面での支援を行うよう求めるもの。

② 施行日

平成26年6月27日

○ 花きの振興に関する法律（平成26年6月27日法律第102号）

① 概要

花き（観賞用の植物）を産業と文化の両面から振興させるため、国や自治体の取り組みを強化するもので、産業振興面では、生産性や品質の向上をはじめ、加工・流通の高度化、新品種の育成や増殖技術の研究開発を支援。文化面では、日常生活における活用や伝統の継承、知識の普及に向

けた対策を強化。

② 施行日
公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年6月27日法律第103号）

① 概要

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、内水面における資源の回復、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する施策を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成26年6月27日



2014.7.26 山陰道鳥取西道路気高青谷トンネル起工式

まいたち昇治事務所

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

TEL:0857-21-5320 / FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028 / FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016 / FAX:0859-33-5716



まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>